

研修宿泊施設利用契約仕様書

1 宿泊施設内の条件

- (1) 部屋はシングルを基本とする。ただし、人数によりやむを得ない場合は、ツイン等も可とする
- (2) 研修生が必要とする部屋を確保できない場合は、事前に協議の上、責任を持って他のホテル等、同程度以上の部屋を確保できること。
- (3) 部屋はバス、トイレ冷暖房が完備されていること。
- (4) 宿泊する部屋のシーツ・枕カバーは、同一人につき少なくとも5日に1度は交換すること。
- (5) 部屋の清掃は同一人につき少なくとも3日に1度は行うこと。
- (6) 宿泊施設内に「朝食、夕食」の食事を提供できる施設があること。

2 研修計画及び宿泊予定日数

別表3「令和6年度 研修計画及び宿泊予定日数」のとおり